

○杵築市広告掲載要綱

(平成 20 年 1 月 25 日杵築市告示第 2 号)

改正 平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号 平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号

平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号 平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号

平成 27 年 3 月 30 日杵築市告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の資産(以下「市資産」という。)を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 市資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市の WEB ページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類、広告の規格、広告掲載位置等は、市長が別途定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、市長が別途定める。

(審査機関)

第7条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、杵築市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会の委員長は副市長を、委員は総務課長、財政課長、秘書広報課長、人権・同和対策課長、商工観光課長、学校教育課長及び社会教育課長をもって充てる。

3 大分県屋外広告物条例(昭和39年大分県条例第71号)第5条の許可が必要な屋外広告及び杵築市城下町地区地区計画における建築物等の制限及びまちづくりに関する条例(平成17年杵築市条例第176号)第10条の届出が必要な屋外広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に、建設課長を加えることができるものとする。

4 委員長は前2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

4 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日杵築市告示第 4 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。